

鈴鹿市補助金等交付基準

1 目的

この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づき市が公益上の必要性から支出する補助金等について、交付を決定するにあたり客観的な評価基準として定めるものであり、透明で公正な交付手続きの確保、効率的かつ効果的な執行及び補助金等の見直しや評価に資することを目的とする。

2 定義

この基準における「補助金等」とは、地方公営企業に対するものを除き、市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものが行う事業等に対して交付する補助金、助成金、奨励金、その他の給付金で、相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

3 要件

市が交付する補助金等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金等は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等をあらかじめ明確にすること。
- (2) 補助金等の交付を受けるものが団体の場合は、定款、規約に定める設立目的、活動内容が補助金等の交付の目的と合致していること。また、監査等の体制があり、会計処理が適正であること。

なお、原則事業費補助とし、団体等が極めて公益性・必要性が高い業務を行う場合に限り、その運営費を対象に終期を定めて補助することができるものとする。

- (3) 補助金等の交付を受けるものは、補助対象経費をその算出根拠とともに明確にすること。

なお、交際費、飲食費、慰労的な経費等、直接、公益的な事業に結び付かない経費や、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費については対象としない。

- (4) 補助金等が国・県等補助を伴う場合は、原則市単独の上乗せ補助は行わないこととする。ただし、上乗せ補助を行わなければ補助目的が達成できない、又は十分な効果が得られないものはこの限りでない。

4 分類

補助金等は、その目的別に次のとおり分類する。

(1) 法令に基づく補助

法令により義務付けされている補助金等

(2) 団体運営費補助

公益上必要と判断される団体に対して、支援と自立を促す目的で運営費に対して一定期間交付される補助金等

(3) 外郭団体補助

極めて公益的な業務（市の業務の代替等）を執行している団体への補助金等

(4) 事業費補助

団体等が行う特定の事業（イベント等含む）に対する補助金等

(5) 建設的事業費補助等

団体等が行う施設の整備等に対する補助金等

5 期間

補助金等の効果や必要性等の検証を定期的に行う観点から、法令に基づく補助を除いては、次のとおり終期を設定する。

(1) 同一補助金等の継続については、3年以内とするものとする。ただし、特に必要性が認められる場合は、継続できるものとする。

また、新たに制度化する利子補給金の交付期間は、特に必要性が認められるものを除き5年以内とする。

(2) 目的が達成された補助金等、法令・条例の定め又は国・県等の補助基準により補助が終了した補助金等については、交付期間が3年を経過する日以前であっても補助金等を打ち切ることとする。

6 補助率・補助金額

補助事業の公益性、効果性、公平性又は団体等の財政状況等に鑑みて、適切な補助率・補助金額を設定する。

補助率（法令・条例に基づく補助又は国・県等補助を伴う補助を除く）については、補助金額が単価で設定されているものを除き、原則として補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、2分の1を超える補助率を適用しなければ、補助目的が達成できない、又は十分な効果が得られないものはこの限りでない。

7 交付基準

補助金等の交付に際しては、以下の各項目を総合的に勘案して、その適否を別表1の補助金等判断基準により決定するものとする。

(1) 必要性の基準

- ① 補助金等の交付が、客観的に公益上必要があると認められるもの
- ② 事業活動の目的、視点、内容等が市の施策や市民ニーズに適合するもの
- ③ 行政と市民等との協働による役割分担において、市が関与すべきであると認められるもの

(2) 公平性の基準

補助金等の効果が交付目的に照らして、幅広く市民一般にいきわたるものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものでないもの

(3) 効果性の基準

明確な効果目標を有し、補助目的を実現する上で、最小の費用で最大の効果をもたらすもの

(4) 透明性の基準

- ① 事業計画に沿った事業を行っているもの
- ② 適切な会計処理を行っているもの

8 補助金等シートの作成及び検証

(1) 補助金等を交付しようとする場合は、様式1の補助金等シートを作成しなければならない。

なお、補助金等シートは補助金等を所管する部長の決裁を受けなければならない。

(2) 市は、毎年、補助金等の効果、使途の適正、事業報告内容等を把握し、必要があれば団体等に対して調査、指導等を行い、適正な交付に努めなければならない。

(3) 会計処理に問題がある場合など、必要があると認めたときは、補助金等の返還を含め適正な処理をしなければならない。

9 情報の公開

市ホームページで、この交付基準とともに補助金等シートを当該補助金の予算成立後、公表するものとする。

なお、公表にあたっては、個人情報保護条例の趣旨を遵守しなければならない。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から適用する。ただし、平成21年度予算から対象とする。

附 則

- 1 この基準は、平成29年10月1日から施行し、平成30年度予算から適用する。
- 2 この基準の適用時、既に交付されている補助金等は、3年を経過した後の令和3年4月1日までに本基準に基づく制度に移行するものとする。

(別表1) 補助金等判断基準

交付基準		判断基準	評価点
必要性	客観的に公益上必要であり、事業活動の目的、視点、内容等が市民ニーズに適合するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公益上の必要性があるか ・市の施策と適合しているか ・市民ニーズと適合しているか ・行政と市民等との役割分担は適切か 	4段階評価
		<ul style="list-style-type: none"> ・繰越金が、補助金額の10%を超えている 	-10
公平性	効果が交付目的に照らして、適切な範囲に及ぶもの	<ul style="list-style-type: none"> ・効果が広く市民一般に及んでいるか ・効果が一定範囲（地域・年代等）に限定されているが、必要性が高いものか ・他の同種・類似の団体や事業に補助金等が交付されていないか 	4段階評価
効果性	明確な効果目標を有し、補助目的を実現する上で、最小の経費で最大の効果をもたらすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助目的にあった効果が認められるか ・今後の発展が見込まれるか ・補助金額は適正か 	4段階評価
透明性	事業計画に沿った事業を行い、適切な会計処理が行われているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿った事業を行っているか ・会計処理が適切か 	4段階評価
		<ul style="list-style-type: none"> ・公表に応じられない 	-5

評価点の基準

基準	評価点
特に認められる	5
認められる	4
どちらかといえば認められる	3
どちらかといえば認められない	1

適否基準

補助金等判断基準による評価をふまえ、評価点の合計により補助金等の適否と今後の方向性を以下により決定する。

なお、新規の補助金等については、評価点の合計が14点以上でなければならない。

方向性		合計点 (20点満点)
継続	適当であると認められるものであり、現状を維持する。	20～18点
	どちらかといえば適当であると認められるが、補助金等を精査する。	17～14点
縮小	一定の効果が認められるものの、事業内容等を精査し、補助金等を減額する。	13～10点
	効果が希薄であると判断されるものであり、補助金等を減額し、廃止について検討する。	9～6点
廃止	適当でないと判断されるものであり、廃止する。	5点以下

(様式1) 補助金等シート

年度予算用

(1) 補助内容

1	名称 (予算事業名)	予算事業名							
		予算事業コード							
2	交付開始年度	年度	創設から	年度目	3	終期	年度		
4	分類				5	所属			
6	根拠法令								
7	事業の目的・概要								
8	補助対象者								
	交付先(補助対象者と異なる場合)								
9	補助金額等	(単位:千円)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)
		補助対象事業費(A)	市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他			
		前々年度決算額				0			
		前年度決算額				0			
		当該年度予算額				0			
	翌年度予算要求額				0				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)								
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)								
	増減理由								

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点		12	適否の評価	
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	(減点)			
	公平性				
	効果性		【評価の理由】		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】		
透明性	(減点)				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期

年度

--